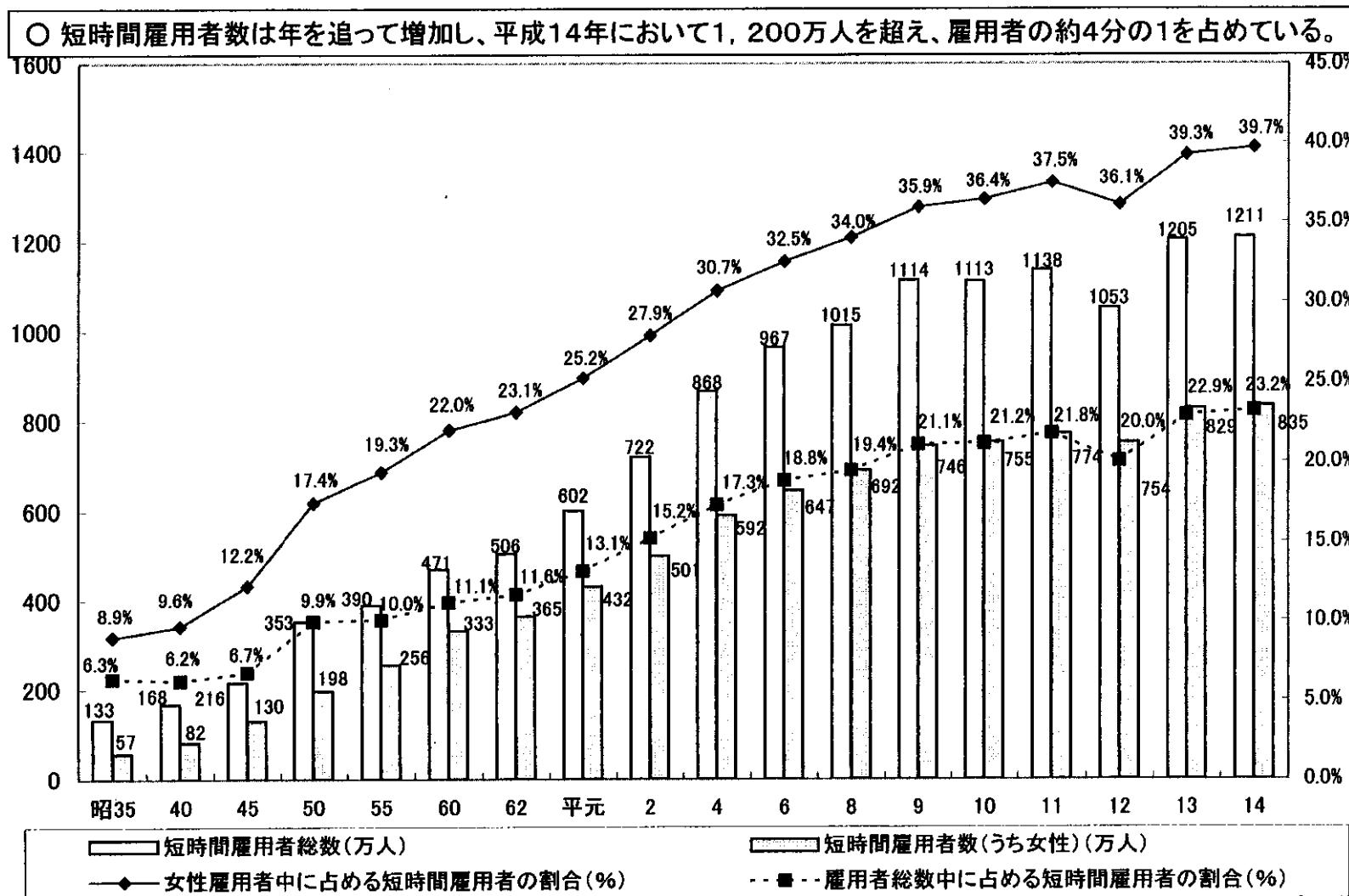


2. 短時間労働者の現状に関する各種データ

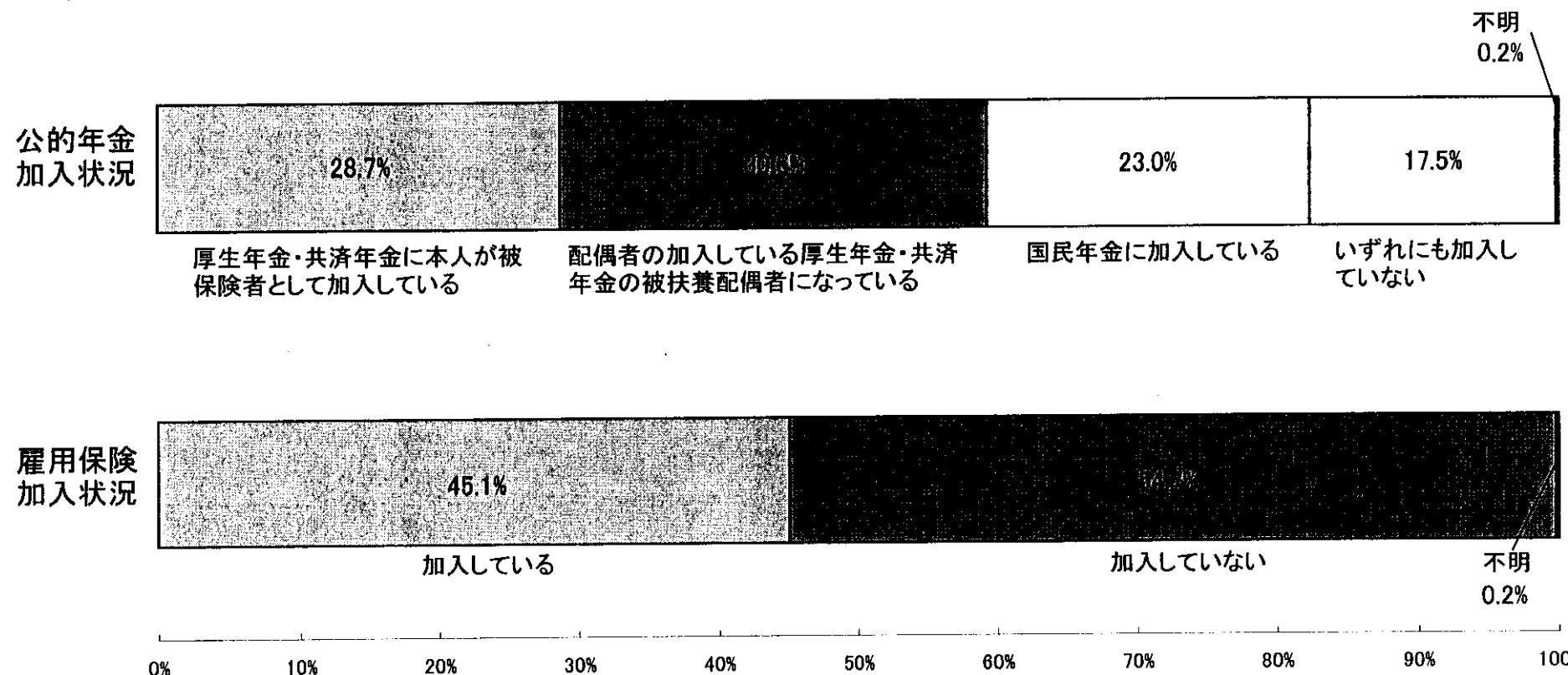
短時間雇用者数の推移(非農林業)



資料出所:総務庁統計局「労働力調査」

公的年金等加入の有無別パート労働者数割合

○ パート労働者の約3割が厚生年金等に加入しており、約3割が配偶者の加入している厚生年金等の被扶養配偶者となっている。



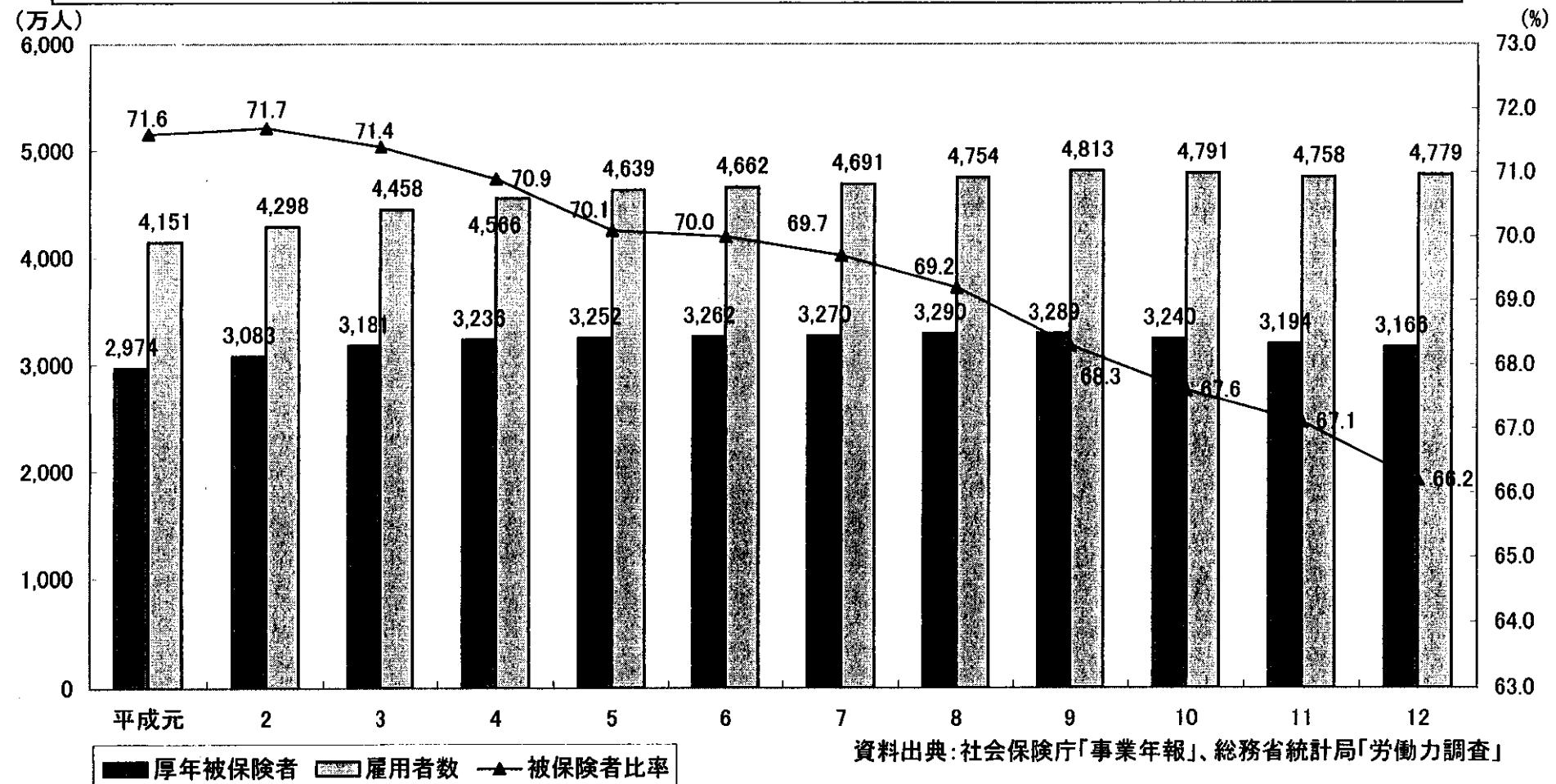
注1)パートタイム労働者：正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者
(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

注2)「いずれにも加入していない」には、公的年金制度に加入する義務のない者(被用者でない20歳未満又は60歳以上の者等)が含まれている。

出典：平成13年パートタイム労働者総合実態調査の概況

近年における厚生年金被保険者の推移(男女計)

- 近年雇用者全体に占める厚生年金被保険者の割合が減少してきている。
これは、短時間労働や不安定就労など、厚生年金が適用されない形での多様な働き方が、近年増加していることによるものと考えられる。



■ 厚年被保険者 □ 雇用者数 ▲ 被保険者比率

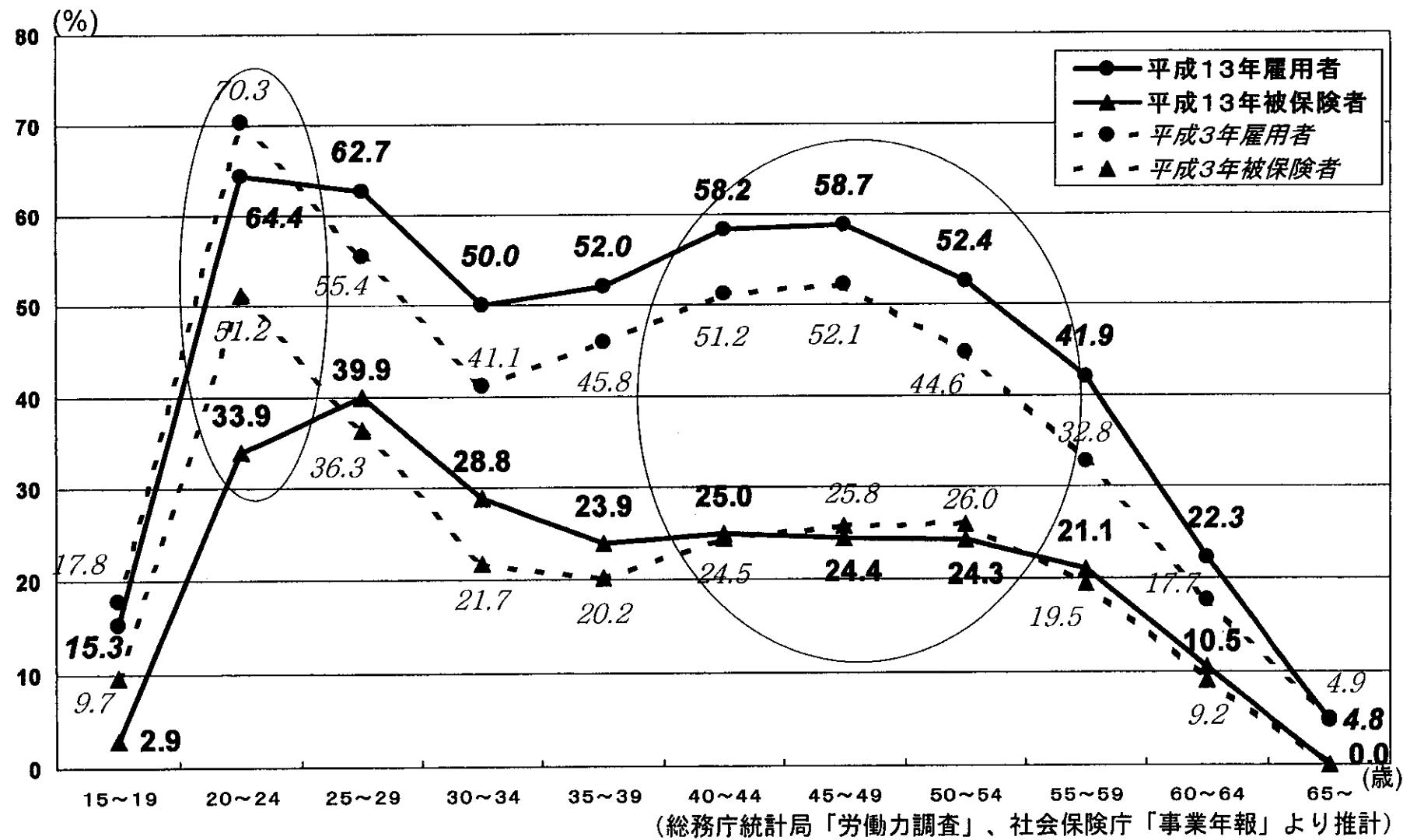
注1. 「被保険者比率」は、「雇用者数」に占める「厚年被保険者」の割合である。

注2. 「雇用者数」は、非農林雇用者で官公を除いたものである。

注3. 「厚年被保険者」は、坑内員、船員、任継及び旧三共済の被保険者を除いたものである。

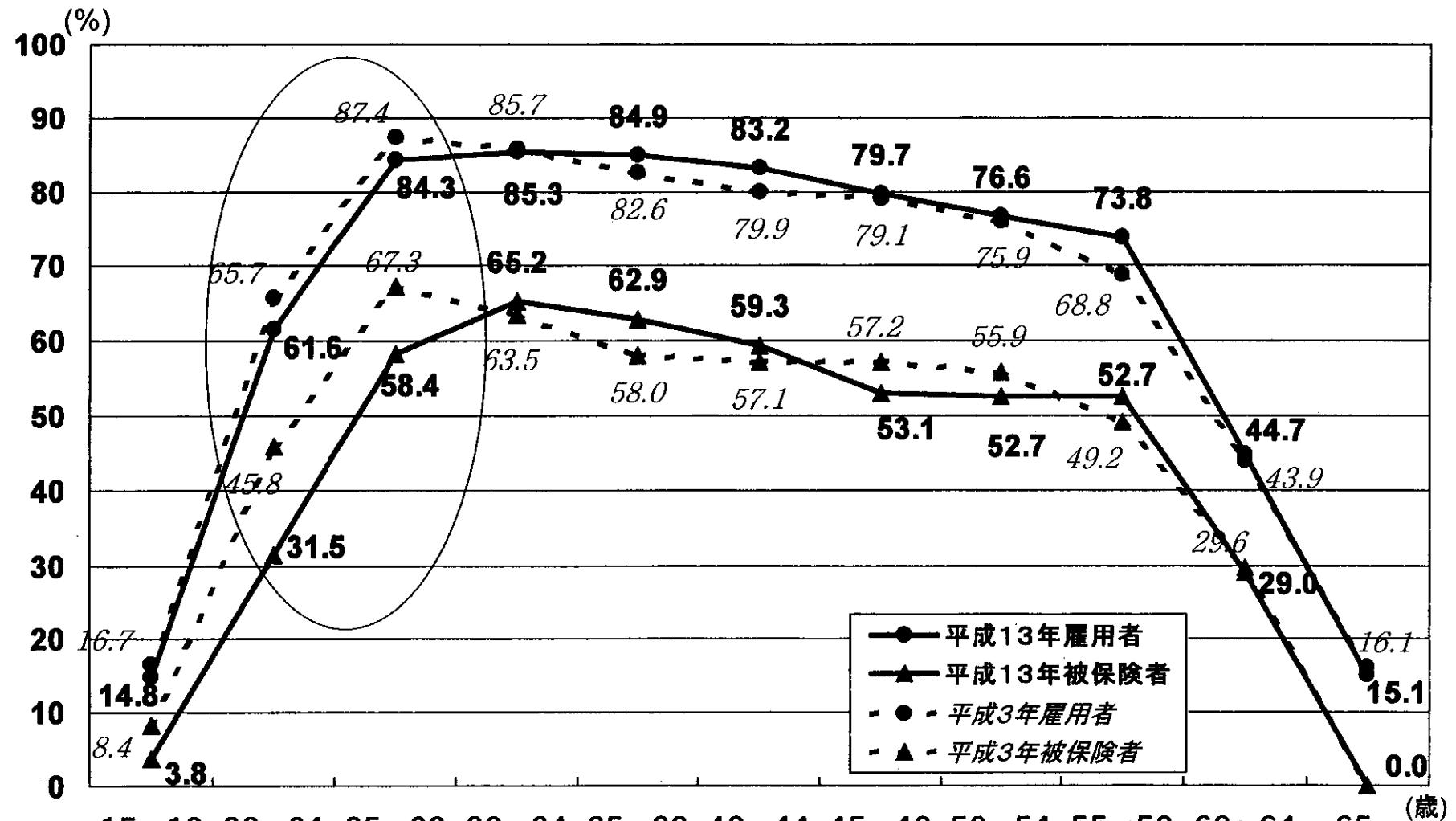
女性の年齢階級別雇用者比率と厚生年金被保険者比率の比較

同一年齢階級内における「雇用者比率」（非農業）と「厚生年金被保険者比率」の乖離は、この10年間において全般的に拡大しており、特に40歳以降や20-24歳で顕著となっている。



男性の年齢階級別雇用者比率と厚生年金被保険者比率の比較

男性においても、20歳台で「雇用者比率」と「厚生年金被保険者比率」の乖離の拡大が顕著にみられる。



(総務庁統計局「労働力調査」、社会保険庁「事業年報」より推計)

年収等の調整の理由別パート労働者数割合

- パート労働者の年収等の調整理由を見ると、所得税の非課税限度額を理由とする者が多いが、厚生年金の適用を受けることを理由に調整を行っている者も存在する。

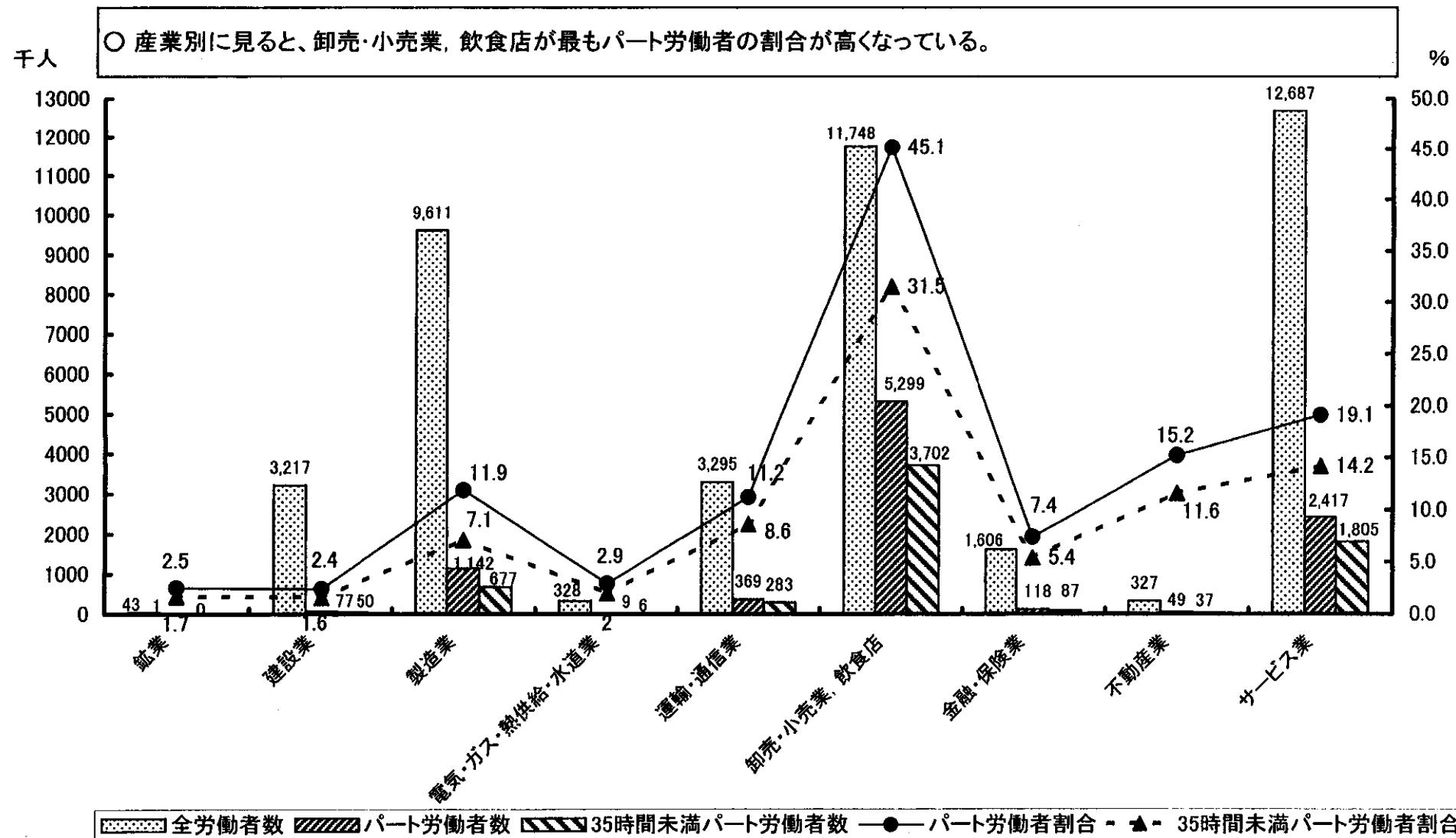
	(複数回答)		
	男	女	パート計
自分の所得税の非課税限度額(103万円)を超えると税金を支払わなければならないから	63.9	72.6	71.7
一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除が無くなり、配偶者特別控除が少なくなるから	1.0	45.1	40.8
一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	0.2	25.4	22.9
一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金等の被扶養者からはずれ自分で加入しなければならなくなるから	0.2	38.2	34.5
労働時間が週の所定労働時間20時間以上になると雇用保険に加入しなければならないため	4.3	3.8	3.9
正社員の所定労働時間の3/4以上になると健康保険、厚生年金に加入しなければならないから	12.5	4.4	5.2
会社の都合により雇用保険、厚生年金等の加入要件に該当しないようしているため	3.6	3.1	3.1
その他	24.5	6.0	7.8
不明	-	0.1	0.1
調整をしている	[9.3]	[26.7]	[22.6]

注: []内は何らかの「調整をしている」労働者の割合である。

注: パートタイム労働者: 正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者
(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

出典: 平成13年パートタイム労働者総合実態調査の概況

産業別パート労働者数及びパート労働者数割合(平成13年)



(注)パートタイム労働者：正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者
(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

出典：平成13年パートタイム労働者総合実態調査の概況

パート労働者の週所定労働時間・年収階級別分布(男女計)

○ パート労働者の週所定労働時間を見ると、30時間未満の者が半数以上を占めている。

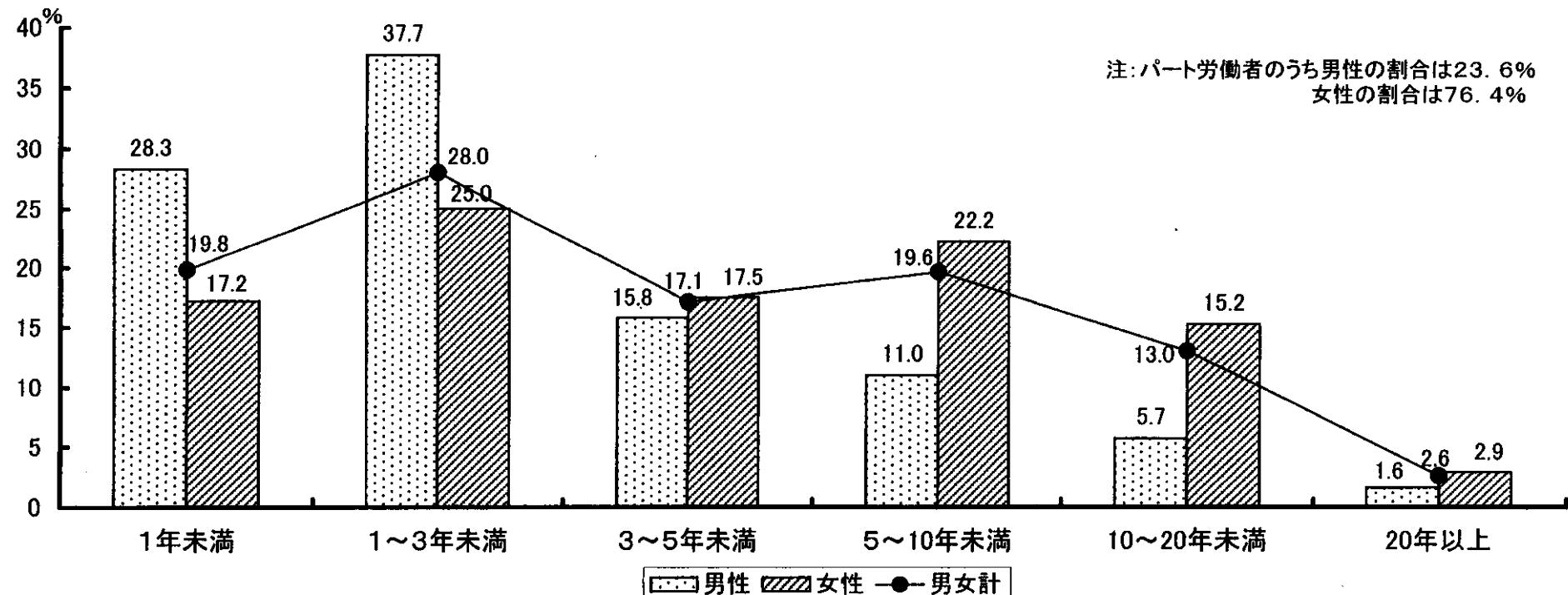
		前年の年収								合計
		65万円未満 70万円未満	65万円以上 70万円未満	70万円以上 80万円未満	80万円以上 90万円未満	90万円以上 100万円未満	100万円以上 110万円未満	110万円以上 130万円未満	130万円以上	
週所定労働時間	20時間未満	10.1%	0.3%	1.9%	1.7%	2.1%	1.7%	0.5%	2.3%	20.5%
	20時間以上 25時間未満	4.8%	0.5%	1.6%	2.9%	3.8%	3.0%	1.2%	2.2%	19.9% } 55.3%
	25時間以上 30時間未満	2.3%	0.1%	0.7%	1.6%	3.7%	3.3%	1.3%	2.0%	14.9%
	30時間以上 35時間未満	2.8%	0.2%	0.5%	0.9%	1.9%	2.4%	2.1%	5.8%	16.5%
	35時間以上	3.0%	0.1%	0.3%	0.7%	1.1%	2.2%	2.5%	18.2%	28.1%
合計		23.0%	1.2%	5.0%	7.8%	12.6%	12.5%	7.5%	30.5%	100.0%

(注)パートタイム労働者：正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者
(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

出典：平成13年パートタイム労働者総合実態調査

勤続期間別パート労働者数割合

○ 男性の短時間労働者は比較的短期(1~3年未満)の勤続期間のものが多い。女性の短時間労働者はこのような傾向が顕著でなく、比較的長期の勤続期間の者も多い。



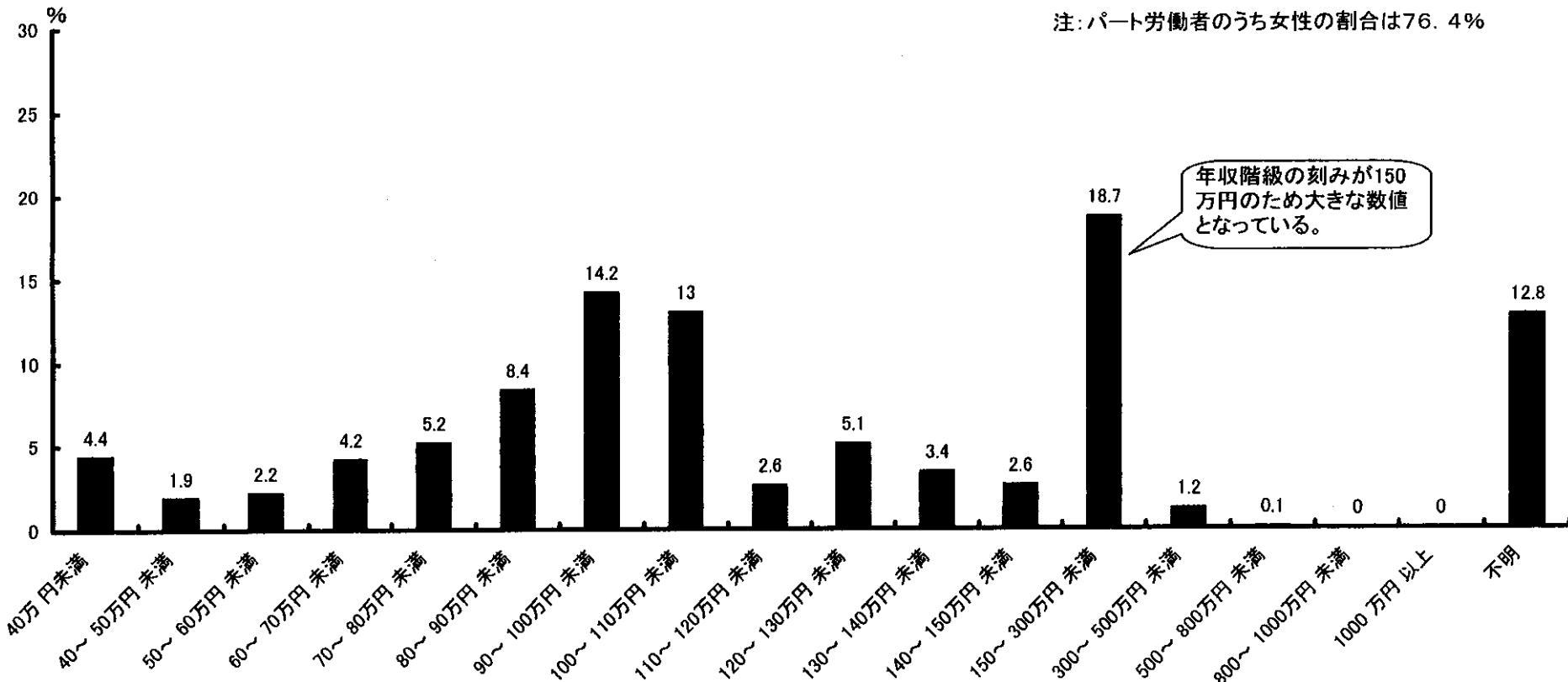
(注)パートタイム労働者:正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者
(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

平均勤続期間(男女計) : 4.9年

出典:平成13年パートタイム労働者総合実態調査の概況

過去1年間の年収別パート労働者数割合(女性)

○ 女性のパートタイム労働者の前年の年収をみると、90～100万円未満、100～110万円未満が多い。

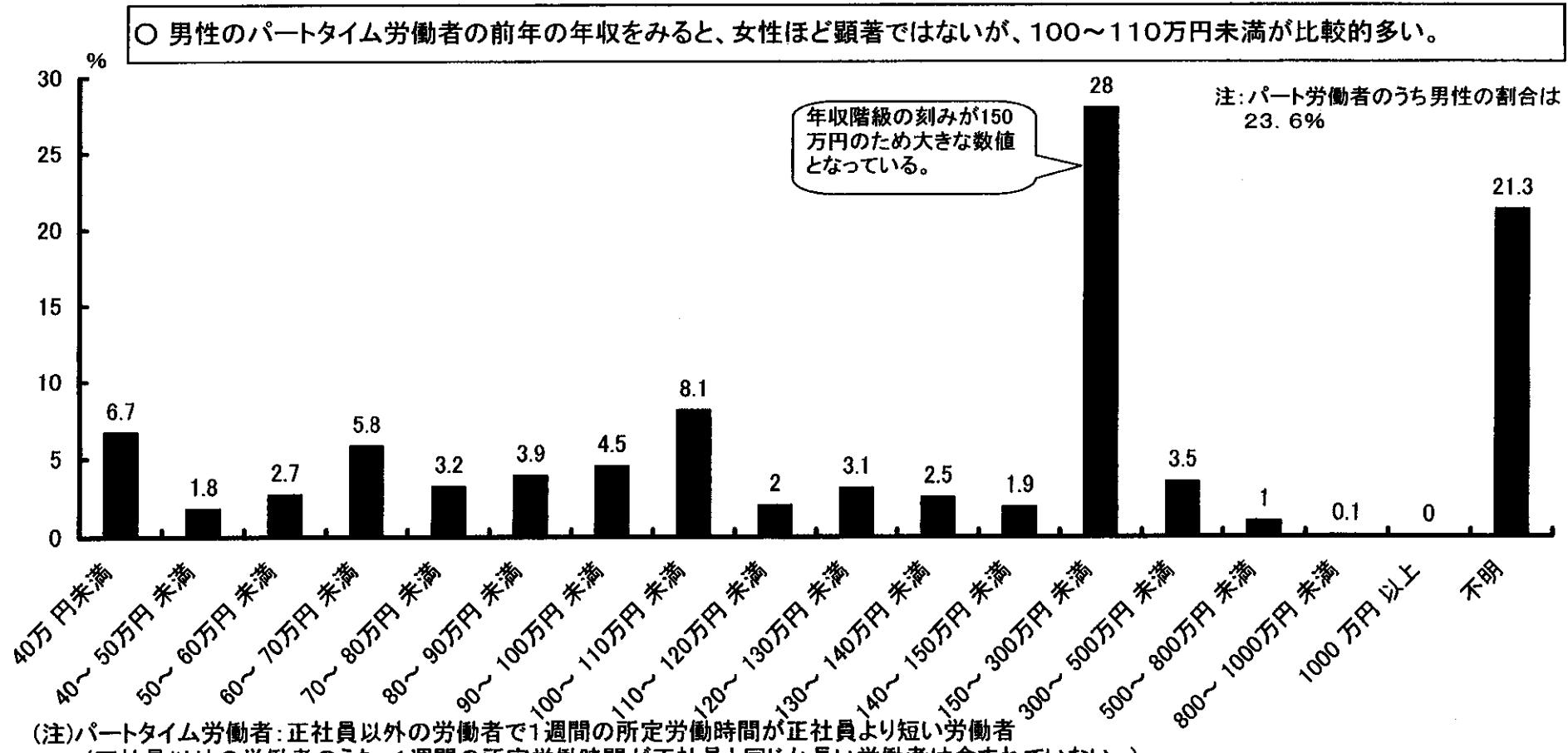


(注)パートタイム労働者：正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者
(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

平均年収額：115.8万円

出典：平成13年パートタイム労働者総合実態調査の概況

過去1年間の年収別パート労働者数割合(男性)

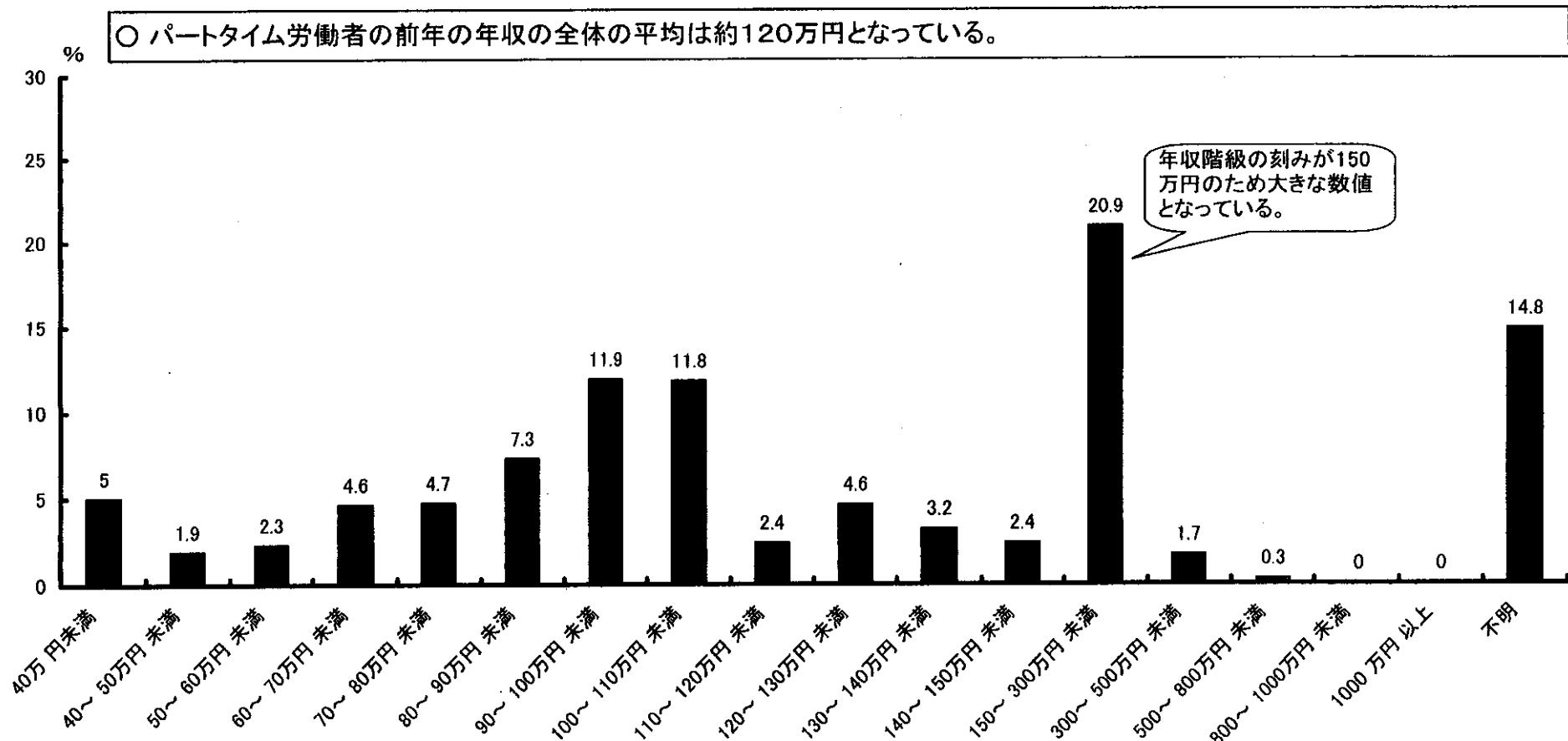


(注)パートタイム労働者:正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者
(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

平均年収額 : 142.1万円

出典:平成13年パートタイム労働者総合実態調査の概況

過去1年間の年収別パート労働者数割合(男女計)



(注)パートタイム労働者:正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者
(正社員以外の労働者のうち、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者は含まれていない。)

平均年収額 : 121.5万円

出典:平成13年パートタイム労働者総合実態調査の概況